

第 54 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会（全体会）

開催記録

1 開催概要

- 日時：令和7年4月9日（水）10：00 ～ 12：00
- 場所：JR 東日本 現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・ 古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー）
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化庁文化財第二課 史跡部門 ・ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・ 港区街づくり支援部 ・ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・ 東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・ 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・ 鉄道博物館 学芸部 ・ JR 東日本コンサルタンツ株式会社 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 建設工務部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社

- 当日配付資料
 - 1) 議事録確認
 - ・ 次第

- ・ 資料1：第53回委員会（3/5）全体会議事録案
- ・ 資料2：第53回委員会（3/5）部会①議事録案
- ・ 資料3：第53回委員会（3/5）部会②議事録案
- ・ 資料4：第53回委員会（3/5）部会③議事録案

2) 全体会

- ・ 次第
- ・ 資料1：要綱の改訂について
- ・ 資料2：「5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について(3)」に対するまちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた当社の見解について（JR東日本）

2 議事要旨

2.1 議事録確認

(1) 開会

- 第 54 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。(事務局 JR)

(2) 議事録確認

1) 第 53 回委員会 (3/5) 全体会の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2) 第 53 回委員会 (3/5) 部会①の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

3) 第 53 回委員会 (3/5) 部会②の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

4) 第 53 回委員会 (3/5) 部会③の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2.2 全体会

(1) 開会

- 第 54 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。(事務局 JR)

(2) 要綱の改訂について

- 資料 1 について説明する。(事務局 JR)

<説明概要>

- 本委員会の設置要綱において、オブザーバーである港区街づくり支援部の組織名称の変更があったため、名簿の記載を変更する改訂を行いたい。
- 特に意見がないようなので、要綱の改訂を承認する。(委員長)

(3) 「5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について(3)」に対するまちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた当社の見解について (JR 東日本)

(4)

•資料2について説明する。(事務局 JR)

•<説明概要>

•前回委員会で提示頂いた委員見解「5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について(3)」に対して、JR 東日本の見解を整理した。

• JR 東日本が推進する品川のまちづくりは、2009 年の車両基地再編やリニア中央新幹線整備等の鉄道改良事業、土地区画整理事業及び環状4号線等都市基盤整備事業と一体のものとして進めている。

•残る1～5・6街区も早期に完成させ、『国際交流拠点・品川』の早期実現に貢献する。

•高輪築堤の価値や保存方針等に関して、複数の会議体を設置し様々な有識者及び関係行政等からの助言や支援のもとで保存・継承に取り組んでいる。

•高輪築堤の文化財的価値について、貴重な遺跡であることの認識は同意である。

•5・6街区内の高輪築堤は物理的に1～4街区と一連で共通性が高い。

•5・6街区及び隣接地区においては、国指定史跡の第7橋梁部や創業時のバラストが残存する公園部のような希少性の高い遺構は確認されておらず、1～4街区の信号機土台部を含む一般築堤部と同等程度の価値を有すると思料する。

•構造の多様性について、1～6街区全体で一般築堤部は概ね同様の構造であり、構成する材料が各場所で一部異なっているものと思料する。

•第8橋梁部の北横仕切堤が5・6街区エリアに含まれている。

•信号機土台部と類似する部分は今後の調査で価値が明確になるよう協力する。

•保護措置については4点整理する。

①1～4街区において委員会での要望等を踏まえた取り組みとして建物計画の大幅変更による第7橋梁部の現地保存、信号機土台部の移築保存、詳細かつ慎重な記録保存調査を実施。これに加え公園部約40mの現地保存、開発計画や道路計画を見直したことにより、1～6街区全体(約1.6km)のうち、約1/3の範囲の現地保存(土中保存含む)を実現。その他、現地公開・保存活用に必要な検討、歴史を感じるランドスケープ、情報発信施設等の整備、ARプログラム、29km史の編纂、区画道路2号の歩行者専用道への見直しなど、高輪築堤の保存、継承に係わる取り組みをまちづくりの中で行っている。

②今回示す JR 東日本の開発計画は行政手続きを踏んだものではないが、未来に向けた三本柱(人材叡智・医療・水素 GX)を実装し、日本で初めて鉄道が走ったイノベーションの地としてDNAを継承していく計画。1～6街区全体のまちづくりの中で高輪築堤を保存継承し、周辺エリアに繋がる歩行者、エネルギー、一般車両・物流等の一体的なネットワークを形成する。5街区では水素・GXエネルギーセンターを配置する。1～6街区につながる歩行者デッキは6街区の南部で品川駅にもつながる形で整備す

る。5・6街区は鉄道や道路構造物等の近接、地下約 16m以深での支持層（硬い地盤）等に伴い計画・設計・施工上の制約が大きい、「国際交流拠点・品川」を実現するための機能、歩行者、エネルギー、一般車両・物流等の一体的なネットワークを成立させるための必要機能・スペースを最低限で確保せざるを得ない。

③について、計画の見直しを含めた現地保存の検討として、6街区南部の JR 東日本による開発エリア内で歩行者デッキの構造計画を変更して、第8橋梁北横仕切堤を含む現地保存を行うことを検討した。計画の見直しを含めた現地保存の検討（築堤を受け替えて現地保存、築堤を跨いで建物を構築する現地保存、築堤を避けて建物を構築する現地保存）を行った結果、いずれも建物の基本性能が成立せず、ネットワークが分断されてしまうことが明らかになった。5・6街区間の部分の検討について、環状4号線との接続や街区間の地下接続が成立しなくなり、現地保存が困難。張り出し遺構の箇所は地下車路の場所となるため、現地保存が困難である。

④まちづくりと高輪築堤の保存・継承との両立のあり方について当社の案を示す。6街区南部の第8橋梁部北横仕切堤を含む範囲の現地保存を行う。これ以外の範囲では「高輪築堤の調査の方針について」に基づく詳細かつ慎重な記録保存を行い、重要な遺構が発見された場合は移築保存も検討する。まちづくりの中で高輪築堤の文化財的価値を継承する取り組みとして、ランドスケープや修景による高輪築堤の価値を感じられる空間整備、調査による知見を踏まえた展示・情報発信施設等の整備、エリアの長さや様々な施設、泉岳寺や高輪大木戸跡等の周囲の地域資源と連携による鉄道の始まりの地としてのシビックプライドの醸成を行う。

●委員見解の「同等の文化財的価値を有する」とは、同等の価値だからこそ1～4街区と同等に開発計画は見直しを含めて検討してもらいたいという意図であるが、それに対して同等の価値を認めるものの、5・6街区は1～4街区と比べて共通する部分が多いことや希少性が高い遺構が確認されていないということを主張しているように読み取れる。（老川委員）

●日本の将来にとって大事なまちづくりを行うのだから開発計画を前提に保存を考えるのだと読み取れる。（老川委員）

●1～4街区で保存に取り組んできており、共通性が多い5・6街区では現地保存をする必要性が低く、全体の開発自体を見直すことはせずに、その計画の範囲内でどうすれば保存できるのかを考えていくというメッセージのように読める。（老川委員）

← 一般築堤部は、道路下等を含めると1～4街区である程度の延長が残っていること、今までも様々な工夫をして残してきていることを踏まえて考えるべきだと思っている。5・6街区は品川駅と繋がる重要な場所で、まちづくりネットワークに関する制約が大きく現地保存できる箇所が少ないが、現地保存と開発を二者択一で考えているわけではない。（JR）

●一般築堤部という言葉はこれまで使われていないように思う。共通認識のない言葉は使

わない方が良い。(東京都)

← 保存活用計画書では、構造の検討の中で第7橋梁部と一般部という言葉を用いていた。より分かりやすさを考慮して一般築堤部と表記した。表現方法については意見をいただきながら考えたい。(事務局 JR)

→ 第7橋梁部を除いた築堤が一般築堤部ということだが、特殊築堤部という箇所があるなら一般築堤部という名称は成立するが、ないのであれば文化財的価値の評価の問題に受け取られかねないので、築堤部という客観的な名称にするべきと思う。(委員長)

●過去の5・6街区の発掘調査エリアには環状4号線橋脚部が含まれるが、環状4号線は都民の重要な公共交通施設なのでやむを得ないため5・6街区の開発とは切り離して考えるという議論を第8回委員会で行っている。その時のように切り離して整理してもらいたい。(東京都)

← 同様の認識であり、当時の議論に関する注記が必要であれば検討する。(JR)

●→ 5・6街区周辺エリアで都市計画決定がされている補助線街路第332号線、北口広場などは環状4号線と一体になって広域ネットワークの実現のため整備する施設であり、日本全体や都民のための重要な道路である。(UR)

●築堤として完全に保存されない北と南の端を現地保存する1/3の範囲に入れるのは誤解を生むのではないか、精査してもらいたい。(文化庁)

← 1街区の北側は線路用地内も含め保存されているという認識で計上している。(JR)

●6街区南部の現地保存はデッキ構造を変えることでコスト増になると思うが、残す決断をしたことを評価し、感謝する。(古関委員)

●5・6街区間、環状4号線の下部について、地下斜路と設備洞道をデッキの下に潜り込ませて連壁基礎等で構造を成立させれば現地保存を実現できる可能性があると思う。時間がかかると思うが検討してもらいたい。(古関委員)

●本日の説明を受けて、現状で承認するのは難しく、今後協議を行っていく必要がある。内容が多岐にわたるため、資料2「(2) 保護措置についての①まで、次回の委員会で委員見解を出したい。それ以降の開発計画については、次の段階で考えるべきである。まず文化財的価値の評価について委員見解の根拠を示す。また、協議の出発点について、委員見解とズレがあるように思えるため、次回見解を申し上げたい。(委員長)

●この協議は重要であり、時間的制約からやむなしとはならないように議論を尽くしたい。また、議事録の速やかな公開をお願いする。(委員長)

●資料2について、4月30日に予定する第15回「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議において提示したい。(事務局 JR)

← 資料2には委員見解が引用されている。これは議論の出発点になるものであり、他

の会議体から意見をもらう筋合いのものではないため、引用及び参考資料としても提示は止めて頂きたい。JR でその部分は抜きにした資料にして頂きたい。(委員長)

- 港区にもこれまで5・6街区の開発計画の公開等に係る声をいただいている。今後の進め方として、JR としての5・6街区の開発計画、それに対する委員意見の反映状況、このプロセスを資料及び議事録として公開することが必要である。(港区)
- 港区教育委員会では5・6街区については築堤の現地保存を考慮した開発計画の策定を要望しており、本日は残念な説明であったと認識する。改めて港区教育委員会からの要望書に沿った内容で検討をお願いします。(港区)

(5) その他

<全体会・部会②・部会③終了後>

- 最後に文化財行政からコメントをもらう。
 - ← 全体会の議論は重要な論点を多く含むので議論を尽くしてもらいたい。(文化庁)
 - ← 今回が議論のスタートだと認識している。引き続きお願いします。(東京都)
 - ← 引き続き港区教育委員会からの要望に沿った内容で検討をお願いします。(港区)

(6) 閉会

3 議事録

3.1 議事録確認

(1) 開会

- (事務局 JR) 第 54 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 新任（人事異動）オブザーバーの挨拶
 - ・ 資料確認
 - ・ オンラインの案内
 - ・ 次第説明

(2) 議事録確認

- (事務局 JR) 4つの議事録について修正等の指摘はあるか。修正等があれば委員会終了までに連絡をいただきたい。
- (事務局 JR) 意見がなければ、議事録確認を終了する。

3.2 全体会

(1) 開会

- (委員長) 次第に沿って進める。

(2) 要綱の改訂について

- (事務局 JR) 資料 1 について説明する。本委員会は、品川駅北周辺地区土地区画整理事業区域等及び田町駅周辺において発見された高輪築堤その他文化財に関し、文化財及び鉄道構造物の観点から調査方法及び保存方法等について検討し、必要な助言を行うこと、また「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」と連携を図ることを目的としている。今回、オブザーバーである港区街づくり支援部の組織名称の変更があったため、名簿の記載を変更する改訂を行いたい。
- (委員長) 質問、意見はあるか。
- (委員長) 特に意見がないようなので、要綱の改訂を承認する。
- (委員長) 他に何かなければ、次に進める。

(3) 「5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について(3)」に対するまちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた当社の見解について (JR 東

日本)

- (事務局 JR) 別紙は委員・オブザーバーに配付する。配付がない方は、画面投影で確認してもらいたい。
- (事務局 JR) 資料 2 について説明する。前回委員会でご提示頂いた委員見解「5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について(3)」に関して、JR 東日本の見解について整理した。まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた基本的な考え方について説明する。一つ目、JR 東日本が推進する品川のまちづくりは、リニア中央新幹線整備等の鉄道改良事業、土地区画整理事業及び環状 4 号線等都市基盤整備事業と一体のものとして進めている。残る 1～5・6 街区も早期に完成させ、『国際交流拠点・品川』の早期実現に貢献していく。二つ目の高輪築堤について、鉄道会社である当社にとって大変意義深く、その価値や保存方針等に関して、本委員会や『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議など複数の会議体を設置して、様々な有識者及び関係行政等からの助言や支援のもとで保存・継承に取り組んでいる。5・6 街区エリアのまちづくりと高輪築堤の保存・継承の両立についても、前述の 2 つの会議体での検討及び関係行政等からのご助言等を踏まえ協議を進めていく。次に高輪築堤の文化財的価値について、委員の方々から 4 つの観点で取りまとめ頂いた。1 点目、高輪築堤全体としての文化財的価値についてであるが、当社も貴重な遺跡であることの認識は同意である。2 点目、確認調査の結果等から 5・6 街区は物理的に 1～4 街区と一連で一般築堤部や 4 街区南部と共通性が高いものと思料する。3 点目について、5・6 街区及び隣接地区においては第 7 橋梁部や創業期のバラストなど国指定史跡と指定された希少性の高い遺構は確認されておらず、1～4 街区の信号機土台部を含む一般築堤部と同等程度の価値であると思料する。構造の多様性について、1～6 街区全体で一般築堤部は概ね同様の構造であり、構成する材料が各場所で一部異なっているものと理解している。横仕切堤について、第 8 橋梁部の北横仕切堤が 5・6 街区エリアに含まれている。4 点目として、信号機土台部と類似する部分は今後の文献調査等で価値が明確になるよう協力する。保護措置について、「高輪築堤跡の保存の方針についての見解」(2021.4.21)において、「5・6 街区については築堤の『現地保存』を考慮した開発計画を策定することを要望」と記載いただいております。これを受けて、5・6 街区の保護措置を 4 つの観点で取りまとめて頂いている。①の「1～4 街区と同様に」という観点について、JR 東日本が関係者と共に取り組んだ内容を説明する。委員会での要望等を踏まえた取り組みとして、建物計画の大幅変更による第 7 橋梁部約 80m の現地保存、信号機土台部の移築保存「高輪築堤跡の調査の方針について」

に基づいた詳細かつ慎重な記録保存調査を行ってきた。上記に加えた主な取り組みとして、公園部約40mの現地保存を実施しているが、それ以外にも開発計画や道路計画を見直すことで築堤の現地保存を実現した箇所がある。1～6街区でまちづくりを行う範囲が約1.6kmであるが、そのうち1/3の範囲において土中保存を含む現地保存を実現した。その他、現地公開、保存活用に必要な検討、歴史を感じるランドスケープ、情報発信施設等の整備、ARプログラム、29km史の編纂、第7橋梁部と重複する範囲にある区画道路2号について、関係行政、事業者との協議を行い、歩行者専用道への見直しなど、高輪築堤の保存、継承に係わる取り組みをまちづくりの中で行っている。

②計画について、今回お示しするのは現時点におけるJR東日本の開発計画であり、行政手続きを踏んだものではない。未来に向けた三本柱（人材叡智・医療・水素GX）を実装し、日本で初めて鉄道が走ったイノベーションの地としてDNAを継承していく。1～6街区全体のまちづくりの中で高輪築堤を保存継承し、周辺エリアに繋がる歩行者、エネルギー、一般車両・物流等の一体的なネットワークを形成する計画である。5街区では水素・GXエネルギーセンターを配置する。5・6街区は特に地下階において、鉄道や道路構造物等近接に伴う計画・設計・施工上の制約が大きく、建物やネットワークを成立させるための必要機能・スペースを最低限で確保せざるを得ない。また、1～6街区につながる歩行者デッキは6街区の南部で品川駅にもつながる形で整備する必要がある。地下車路による街区间ネットワークを計画しており、6街区の地下物流車路は品川駅地下物流基地と繋がる唯一の動線であり、今年の3月から供用開始となっている。5街区については3、4街区と同様に周辺地域の駐車施設を集約する計画となっており、大規模な機械式駐車場の設置も検討している。5・6街区は鉄道や道路構造物等の近接、地下約16m以深での支持層（硬い地盤）等に伴い計画・設計・施工上の制約が大きいため、「国際交流拠点・品川」を実現するための機能、歩行者、エネルギー、一般車両・物流等の一体的なネットワークを成立させるための必要機能・スペースを最低限で確保せざるを得ない。

③について、委員より「計画の見直しを含めた現地保存を検討することを出発点」という見解を頂いており、今回2つの観点で計画の見直しを含めた現地保存について検討した結果を説明する。6街区南部のJR東日本による開発エリア内で歩行者デッキの構造計画を変更して、第8橋梁北横仕切堤を含む現地保存を行うことを検討した。建物の変更を含めた築堤の現地保存については、5街区について3パターン検討した。A案は築堤を受け替えて現地保存を行う検討案である。京急連立用地に入ってしまうことや、受け替える際の築堤の破損のリスク、地下水の遮断により保存環境が維持できないことなどが考えられると

ともに、建物の基本機能確保が出来ず、1～6街区・品川駅の車路ネットワークも成立しない。5街区にはエネルギーセンターを地下に設置することとなっているが、上層階に移設するとエネルギー損失が大きく非効率となる。また、機械式駐車場設置が出来ないため、地下7階までに代替駐車場を確保する必要があるが、支持層以下での特殊な構造・施工となり、多額の工事費増加が想定される。A案の場合、一部現地保存が出来る可能性もあるが、建物の成立性等、多くの課題があるため、設計等詳細検討が必要になる。B案は築堤を跨いで建物を構築する検討案であるが、A案同様の課題が抽出された。C案として築堤を避けて建物を整備する検討案であり、A案同様の課題が抽出され、特に建物の基本機能が成立しないということが分かった。6街区は現地保存とする場合、敷地の大部分を築堤が占めるため、建物計画自体が成立しない。5街区と6街区の間の部分についても検討を行った。この部分はデッキと地下接続が行われ、ネットワークの構築を実現する計画である。デッキは環状4号線と接続させる必要がある。地下車路を設置するスペースで、物理的に確保できる箇所が築堤の箇所となる。張り出し遺構の箇所については地下車路との関係から現地保存が困難である。

④は、街づくりと高輪築堤の保存・継承との両立のあり方に関する当社の案である。6街区南部の第8橋梁部北横仕切堤を含む範囲の現地保存を行う。これ以外の範囲では「高輪築堤の調査の方針について」に基づく詳細かつ慎重な記録保存を行い、記録保存調査の中で重要な遺構が発見された場合は移築保存も検討する。まちづくりの中で高輪築堤の文化財的価値を継承する取り組みとして、ランドスケープや建物修景等により、鉄道開業のイノベーションを次の100年に継承し高輪築堤の価値を感じられる空間整備、文献調査や記録保存調査による知見を踏まえた展示・情報発信施設等の整備、1～6街区と品川駅を含むエリアの長さや様々な施設を活かし、泉岳寺や高輪大木戸跡、旧新橋停車場等の周囲の地域資源との連携・活用による鉄道の始まりの地としてのシビックプライドの醸成と地域の歴史的価値の向上に取り組む。

(委員長) 質問、意見はあるか。

(老川委員) この資料が全体としてどういう意味を持つかを考えた。2ページに引用されている委員見解の「1～4街区の高輪築堤跡と同等の文化財的価値を有する」とは、同等の価値だからこそ1～4街区と同等に開発計画の見直しを含めて検討してもらいたいという意図である。それに対して、同等の価値を認めるものの、5・6街区は1～4街区と比べて共通する部分が多いことや希少性が高い遺構が確認されていないということを主張しているように読み取れる。もう1点は、まちづくり

の意義を強調する意図が何かを教えてください。日本の将来にとって大事なまちづくりを行うのだから開発計画を前提に保存を考えるのだと読み取れる。まとめると、既に1～4街区で保存に取り組んできており、共通性が多い5・6街区では現地保存をする必要性が低く、全体の開発計画の範囲内でどうすれば保存できるのかを考えていくというメッセージのように読める。

(JR) 一般築堤部は、道路下等を含めると1～4街区である程度の延長が残っていること、今までも様々な工夫をして残してきていることを踏まえて今後について考えるべきだと思っている。5・6街区は品川駅と繋がる重要な場所で、まちづくりネットワークに関する制約が大きく現地保存できる箇所が少ないが、築堤の文化財的価値を十分に理解しつつ、築堤の意義を継承していく上で現地保存以外の方法にも取り組んでいく。現地保存と開発を二者択一で考えているわけではなく、先人が築いた高輪築堤を理解し、まちづくりの中でどういう形で100年後に継承していくのかをこれまでも真剣に取り組んできており、今後と同様に取り組む所存である。

(東京都) 一般築堤部という言葉はこれまで使われていないように思われる。共通認識のない言葉は使わない方が良い。言葉の定義はこの議論において重要である。

(東京都) 過去の5・6街区の発掘調査エリアには環状4号線橋脚部が含まれるが、環状4号線は都民の重要な公共交通施設なので、5・6街区の開発とは切り離してやむを得ず承認するという議論を第8回委員会で行っている。その時の議論とは切り離して整理してもらいたい。また議論の結果として、環状4号線は橋脚の掘削範囲を縮小するなどしている。

(JR) 第7橋梁部以外を一般築堤部という言葉で用いた。環状4号線については同様の認識であり、当時の議論に関する注記が必要であれば対応を検討する。

(事務局 JR) 保存活用計画書では、構造の検討の中で第7橋梁部と一般部という言葉を用いていた。より分かりやすさを考慮して一般築堤部と表記した。表現方法については意見をいただきながら考えたい。

(委員長) 第7橋梁部を除いた築堤が一般築堤部ということだが、特殊築堤部という箇所があるなら一般築堤部という名称は成立するが、ないのであれば文化財的価値の評価の問題に受け取られかねないので、築堤部というなど客観的な名称にするべきと思う。

(文化庁) 約1.6 kmの築堤全体の1/3を現地保存するとあるが、土中保存の範囲が今後どうなるのか。1街区は部分的または半分という表現にしないのか、などを教えてください。

(事務局 JR) 当社敷地内の土中保存範囲は、今後も掘削予定がない範囲としている。今後掘削がある箇所もあるが、築堤に抵触しない設計・工事とする。

- 1 街区についても土地を改変することをしない箇所としている。
- (文化庁) 築堤として完全に保存されない北と南の端を現地保存する 1/3 の範囲に入れるのは誤解を生むのではないかと、精査してもらいたい。
- (JR) 1 街区の北側は線路用地内も含め保存されているという認識で計上している。
- (UR) 先ほどの都の環状 4 号線に関連して、5・6 街区周辺エリアで都市計画決定がされている補助線街路第 332 号線、北口広場などは環状 4 号線と一体になって広域ネットワークの実現のため整備する施設であり、日本全体や都民のための重要な道路である。今後、委員会での議論など踏まえて調整させてもらいたい。
- (古関委員) 6 街区南部の現地保存について、デッキ構造を変えて残すことでコスト増にもなると思うが、そのような決断をしたことを評価し、感謝する。5・6 街区间、環状 4 号線の下部について、地下斜路と設備洞道をデッキの下に潜り込ませて連壁基礎等で構造を成立させれば現地保存を実現できる可能性があると思う。時間がかかると思うが検討してもらいたい。
- (委員長) 本日の説明を受けて、現状で承認するというのは難しく、今後協議を行っていく必要がある。内容が多岐にわたるため、資料 2 「(2) 保護措置」についての①まで、次回の委員会で委員見解を出したい。それ以降の開発計画については、次の段階で考えるべきである。まず文化的な価値の評価について委員見解の根拠を示す必要がある。また、協議の出発点について、委員の見解とズレがあるように思えるため、見解を申し上げたい。この協議は重要であり、時間的制約からやむなしとはならないように、議論は尽くしたいと考えている。また、議事録の速やかな公開をお願いする。
- (事務局 JR) 資料 2 について、4 月 30 日に予定する第 15 回「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議において提示したい。
- (委員長) 資料 2 には「5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化的価値について (3)」が引用されている。この委員見解は議論の出発点になるものであり、他の会議体から意見をもらう筋合いのものではないため、引用及び参考資料としても提示は止めて頂きたい。JR 東日本でその部分は抜きにした資料にして頂きたい。
- (港区) 港区にもこれまで 5・6 街区の開発計画の公開や築堤の保存に係る声をいただいている。今後の進め方として、JR 東日本としての 5・6 街区の開発計画、それに対する委員意見の反映状況、このプロセスを資料及び議事録として公開することが必要である。その点を留意して進めてもらいたい。
- (港区) 港区教育委員会では 5・6 街区については極めて重要な近代化遺産で

ある高輪築堤の現地保存を考慮した開発計画の策定を要望しており、本日は残念な説明であったと認識する。委員長の発言にもあるが、文化財的価値の評価、根拠を示していくことと、議論の出発点が確認できていないことを申し添える。また、教育委員会は本委員会における委員見解（3）と同様の考えであり、改めて教育委員会からの要望書に沿った内容で検討をお願いする。本日の議論については教育委員会に情報共有する。

（委員長） 他に何かなければ、次に進める。

（4） その他

（委員長） その他は何かあるか。

<全体会・部会②・部会③終了後>

（委員長） 最後に文化財行政からコメントをもらう。

（文化庁） 全体会の議論は重要な論点を多く含んでいるので、十分に議論を尽くしてもらいたい。

（東京都） 今回が議論のスタートだと認識している。引き続きお願いする。

（港区） 引き続き港区教育委員会からの要望に沿った内容で検討をお願いする。

（5） 閉会

（委員長） 特になければ全体会を閉会し、部会②に進める。

以 上